

2001年 『緊急ファンド』 年次報告書

難民や難民申請者の方がたの緊急なニーズに対応すべく、昨年のちょうどこの時期に立ち上げました『緊急ファンド』ですが、運営一年を経て、現在では難民支援協会の緊急支援活動を支える重要な役割を担い、財政的支柱ともなりました。そして、来年以降も継続して『緊急ファンド』を行っていきたいと考えております。つきましてはファンドに寄付を送ってくださった皆様には感謝の気持ちを込め、ここに『緊急ファンド』運用一年目報告書をお送りさせていただきます。

難民支援協会ソーシャルワークコーディネーター 河野 真徳 (2001年冬)

旅疲れた身寄りのない者に「ひと時の休息」の場を提供するのは、ごく自然な人の行為です。昨年末にかけ皆様よりご寄付頂いた難民申請者への『緊急ファンド』は、そんな安堵の輪を広げ、政治庇護を求めながら日本で心細く暮らす方々を励ますきっかけとなっています。来日直後で日本語も英語も分からない方、仕事や住まいを一人で探すのが困難な方、病院での診察が必要な方などに難民支援協会メンバーが付き添う手伝いをしています。『緊急ファンド』はそのような活動におき、困窮した難民申請者の生活費・宿泊代・交通費・医療費などに充てられており、当協会における難民申請者への顔の見える支援を可能にしてくれる大切な基金です。

来日後、道端で出会った外国人宅に居候したが、やがて行く場もなく公園で野宿を続けたキリスト教信者のイラン人男性。長引く失業のため家賃や光熱費を滞納してしまい、不動産屋から催促を受けどうしようもなくなったトルコ出身のクルド人。当協会にたどり着く彼らの中には食べ物代もろくになく、やつれた表情を隠しきれない方々もいます。支援者として聞き流してしまいそうな「ありがとう」の一言に彼らの感謝の気持ちが込められているのに気付きます。

一言に「難民、難民申請者」といっても来日前の人生経験により、ある置かれた現状にどう対処するかは千差万別です。小額の援助をされるやるせない状況に「自分は若くて健康な身体だから働くことが出来る。未だかつて父親にも金銭的に頼ったことは一度もないんだ。」と本音を語るアフガニスタン人の男性。相手が感情豊かな人間であることを自覚せずには信頼関係を持った支援が成り立たないと再認識する場面でした。

遥か彼方の見知らぬ国で支え合う家族や友人から離れて暮らすことは、法的に安定した身分であったとしても精神的に困難な状態に置かれてしまうことが多くあります。難民申請者は母国に残した家族の安否も分からない場合もあり、いつ迫害国のもとに送還されるか自らの将来自身が見えません。そのような日々を送ることは、経験した人にしか分からない辛いものであるかもしれません。まじかで友人が射殺された者や拷問による後遺症に悩まされている者もいます。

しかし、彼ら「難民や難民申請者」と呼ばれる人々は懸命に生き続けようとしています。難民申請者には就労許可や社会保障を伴った法的身分が確立されていないのが現状ですが、早朝から魚市場で働く者、コンビニに出荷される商品仕分けを行う者、工事現場で汗を流す者、深夜まで居酒屋の調理場やホールで働く者。母国の将来を案じながら、生活を支えるために一日の大半をきびしい環境のアルバイトで費やしています。それでも彼らが頑張れるのは、他人に頼るのではなく自立する意識があること、祖国に残してきた家族や婚約者との再会の日を待ち望み、また母国の民主化や少数民族の権利のために惜しみなく、且、誇りを持って毎日を生きているからでしょう。

今後も当協会では、「難民申請者」が困難に陥った際、最低限の生活を支える創造的支援を皆様のご協力の下、継続してゆければと存じおります。迫害を逃れてはるばる日本にやってきた難民申請者がほっと一息し笑顔を見せてくれた時、自然と支援者の私達までが幸せになる気がします。

事務所は狭いけれど、嬉しくもケースは増えていくばかり。ですが、笑顔を忘れずに活動します！河野&鈴木です。

緊急ファンド執行ケース紹介 (2例)

※プライバシー保護の為、名前・年齢等の個人情報及び支援状況の正確な日付や組織等の名称を明記していない箇所もあります。

【対応ケース①】 M氏 難民認定者 (アフガニスタン人C族・20歳代)

M氏は2001年3月に関西国際空港に到着。偽造パスポートで入国したことから約2ヶ月間、西日本入国管理センター等に收容されていたが、收容中に日本政府に難民認定申請をした結果、同年5月に難民の認定を受けた。しかし、M氏には日本に知人が一人もいなかったため、当協会が住居確保などを行うことになった。

同月、M氏は西日本入国管理センターを出て、京都より新幹線で東京に到着。当協会職員が新幹線の座席番号を事前に聞いており、迎えに行った。そして当協会の手配により宗教関係の支援団体のシェルター施設への入居が可能になった。しかし入居が可能になるまでの4日間の宿を確保する必要があった。M氏には所持金が15000円と少ないことから当協会の緊急ファンドを宿泊代として出動させた。

住居はかろうじて確保したものの、当座の生活費が必要だった。日本政府より、すでに難民認定を受けていることもあってUNHCRからの支援や緊急援助の対象外であった。当協会が住所決定後に居住地の管轄区役所にて生活保護の申請を手伝い、何とか受給できることとなった。しかし生活保護の至急まで時間がかかることから当座の生活費・交通費を緊急ファンドより再び支出することになった。

その後M氏の希望を受け、当協会の関係している弁護士に調整して頂き、難民事業本部・国際救援センターに特例として同年8月から翌年3月までの190日間の入所がようやく決定した。センター入所前の面接が行われることになったが、その際、難民事業本部から本人に通訳者を手配するよう連絡があった。この面接は本人の日本語のレベルチェックや入所中の生活事項の説明などを目的として行われる大切なものであり、M氏の母国語であるダリ語のわかる通訳者の確保が必要であり、その費用を緊急ファンドより充当した。

緊急ファンド内訳 (宿泊代、生活費・交通費、通訳費等)

① 宿泊代：16225円 (4泊分)	計 16225円	
② 生活費・交通費：30000円 (生活保護がもらえるまで)	計 30000円	
③ 通訳費：10000円 (通訳者交通費含む)	計 10000円	
④ その他：2415円 (「ペルシャ語版日本語会話集」)	計 2415円	合計 58640円

M氏は現在、国際救援センターで日本語クラスや日本社会への適応ガイダンスを受けながら生活している。しかし、当初より早く仕事をはじめて自分の力で生活費を稼ぎ自尊心を保ちたいという気持ちがあったため、そのフラストレーションを抱えているようではある。また難民認定を受け、日本での生活に徐々に慣れてくるにつれ、アフガニスタンの首都カブールに置いてきた家族(妻と子供3人)の安否を口にするようになってきた。

家族とは現在に至るまで連絡がとれていない。

M氏のケースでは難民認定を受けた人へのガイダンスや総合的支援アプローチの必要性をあらためて痛切に感じさせられた。例えば、生活保護の申請や国際救援センターへの入所手続きなど、その交渉は決して本人だけで行うことのできるものではなく、時間も要した。特に外国人登録証は5月末に申請したものの、パスポートなど身分を証明するものがないことにより交渉が難航した。

難民支援協会事務所で申請者からの聞き取り風景

【対応ケース②】 A 氏 難民申請者 (アフガニスタン人D族・30歳代)

上記申請者は2001年3月に成田空港に到着。パスポートを所持していなかった。日本での庇護を求めた結果、4日後に「一時庇護のための上陸許可」(6ヶ月間有効)を受けた。「一時庇護のための上陸許可」の発行は数年ぶりのことのようにだった。難民支援協会は、国連難民高等弁務官事務所(以後、UNHCR)とのパートナーシップにより登録業務及び社会保障提供のプロケクトを実施しており、そのケースを担当した。

当協会職員が成田空港からリムジンバスで一人送られてきたA氏を都内のホテルで出迎えた。申請者の母国語はダリ語で、それ以外には同じ系統のペルシャ語を話すものの、日本語はもちろん英語を話さず通訳もいなかったため、当協会職員と互いにジェスチャーなどで何とか意思疎通をした。

A氏には知人が日本に一人もおらず、難民認定申請手続きの準備を進めるにはA氏の母国語であるダリ語の通訳と翻訳が必要不可欠であった。また当座の問題である住居においては、当協会職員のコーディネートにより宗教関係の支援団体のシェルターに東京到着から2週間、その後別の支援団体のシェルター施設に6ヶ月間という約束をさせてもらい幸いにも滞在できる場所が確保できたが、それぞれ施設利用の説明を受けなければならず、そのためにもやはりダリ語の通訳が必要であった。UNHCRからの通訳・翻訳費はあるものの、それは難民の登録業務の目的等に限られている。上記の状況を踏まえて、本件に対しての通訳・翻訳費を当協会の緊急ファンドより充当することとなった。

緊急ファンド内訳(難民認定申請準備および住宅確保等のための通訳・翻訳費用)

- | | | |
|----------------------|---------|----------|
| ① 翻訳：1枚1000円×計5枚 | 計5000円 | |
| ② 通訳：1時間2000円×計6時間 | 計12000円 | |
| ③ 通訳者の交通費：3000円(3回分) | 計3000円 | 合計20000円 |

緊急ファンドの執行により通訳・翻訳者が確保でき、それによってA氏は何とか難民申請を入国管理局に提出することができ、また住居の確保によって泊まる場所がないという最悪の状況が避けられた。

他に当協会ではコミュニケーションの問題や申請者の精神的ケアへの対処を考え、「ペルシャ語版日本語会話集」の差し入れを行った。当初、通訳を介さないと意思疎通ができない状態ではあったものの、日本語学習に対するA氏の多大なる努力と優れた語学的才能により、現在では電話で日本語による会話が可能な程にまでなった。日本社会にも順応するよう努力しているようである。また当協会を介して知り合った他のアフガニスタン人ハザラ族男性(日本女性と結婚している)より仕事を紹介してもらい8月末より働き始めている。9月末には「一時庇護のための上陸許可」をさらに6ヶ月更新し、10月中旬にはそれまでの住居であったシェルターを当初の約束通り6ヶ月で引き払い、自活の道を歩みはじめている。

しかし、それでもまだなおA氏の精神的不安は計り知れないほど大きいようである。難民申請者の多くは、その結果がいつであるのかと不安定な気持ちで過ごしているものだが、A氏も多くの申請者の例にもれず、今日こそ結果がでるのではという不安な気持ちで当協会の担当職員へ問い合わせてくることもしばしばである。さらに家族7人(妻と子供6人)をアフガニスタンの首都カブールに置いてきており、現在に至るまで連絡がとれてない。申請結果を待ち、家族を想い、寝むれない夜が続き、ついに不眠症のための診察を受けるまでになった。

当協会はかねてより協力関係にあり、ペルシャ語の話せる医師がいる神奈川県のある病院で申請者が診療を受けれるように調整した。保険に加入できていないため診察料はA氏のような難民申請者にとってかなりの負担になるが、その診療所は比較的低額の料金で診察を行っている。

当協会職員は、気丈に装ってはいるものの故郷の家族を想い申請結果がでるまでの不安な日々を送るA氏の気分転換を図ろうと、勤務時間外に申請者を晴海や花火大会に連れ出した。海も花火大会も初めての申請者は大変喜んだようである。また申請者にまだ仕事がなく毎日単調な生活をすごしていたときに、東京23区内の中学校で行われた一般市民向け「ペルシャ語入門夏季講座」を当協会職員とボランティアが受講し、その際に他のアフガニスタン人とA氏を連れていった。A氏たちはペルシャ語(日本人)講師のアシスタントの役目を自ら積極的にこなした。日本人受講生たちとの交流も深め一週間の短い期間であるがA氏に精神的張り合いをもたせるのに役立ったようである。

これらの方の他にも様々な状況に置かれている難民・難民申請者の姿があります。今後も少しずつではありますがご紹介していきたいと考えています。

会計報告

会計担当：鈴木律文（理事）

実は、今夏の時点では『緊急ファンド』基金が底の見える状態になっていたのですが、再度アフガニスタン難民申請者も含んだ『緊急ファンド』基金をお願いをさせて頂いた結果、皆様から更なる寄付（11月の1ヶ月間だけで約55万円）を頂くことができました。その結果下記のとおり『緊急ファンド』財政を回復させることができました。本当にありがとうございました。 ※執行決算書を作成していますので、ご希望の方は事務局迄ご連絡下さい。

I 収入	指定寄付	1,390,935 円		
	貸出し分返済	140,000 円	合計	<u>1,530,935 円</u>
II 支出	事業費	636,205 円	（詳細は下記「執行リスト」参照）	
	直接運営管理費	80,481 円	合計	<u>716,686 円</u>
			収支差額	<u>814,249 円</u>

JAR緊急ファンド執行リスト

執行番号 (執行日)	国籍	金額	用途	小計
2001-1 (2月2日)	P国 女性 子供2人	70,000 円(全額貸出)	新居の敷金・礼金	70,000 円
2001-2 (4月13日)	A国 男性	20,000 円	通訳費	90,000 円
2001-3 (5月21日)	A国 男性	48,640 円	宿泊費・日本語会話帳	138,640 円
2001-4 (5月29日)	I国 男性	30,000 円	宿泊費・生活費	168,640 円
2001-5 (6月7日)	同上	45,000 円	宿泊費・生活費	213,640 円
2001-6 (6月11日)	Sy国 男性	49,000 円 (3万円貸出)	新居の家賃	262,640 円
2001-7 (6月15日)	T国 男性	35,000 円	生活費	297,640 円
2001-8 (6月18日)	Su国 男性	10,000 円	生活費	307,640 円
2001-9 (6月27日)	I国 男性	150,000 円(全額貸出)	新居の礼金・敷金	457,640 円
2001-10 (8月7日)	A国 男性	5,000 円	食費・交通費	462,640 円
2001-11 (8月10日)	A国 男性	10,000 円	通訳費	472,640 円
2001-12 (9月14日)	Sr国 男性	40,000 円	宿泊費・生活費	512,640 円
2001-13 (10月10日)	C国 男性	30,000 円		542,640 円
2001-14 (10月12日)	A国 男性 9名	20,000 円		562,640 円
2001-15 (10月26日)	A国 男性	4,620 円		567,260 円
2001-16 (10月27日)	越冬用準備	1,995 円	フリース購入 (2着)	569,255 円
2001-17 (11月 日)	I国 男性	12,220 円		581,475 円
2001-18 (11月21日)	A国 男性	4,730 円		586,205 円
2001-18 (11月30日)	A国 男性	50,000 (全額貸出)		636,205 円

※難民申請者のプライバシーにかかわるため、出身国（民族）名および名前は伏せさせていただきます。

会計の点で皆様にお伝えしたいのは、執行番号 2001-9 の I 国出身の方の事です。アパートを追い出され会社のソファで寝泊りせざるを得なかった彼に新居の敷金・礼金を貸与したのですが、その際、全体額に占める金額の高さと「敷金・礼金」の緊急性について内部で議論して執行を決定しました。現在、多少の遅れはあっても郵便局から送られてくる1万円の振込通知票を毎月見るたびに、執行して本当に良かったと感じています。15万円の貸与のうち残りは11万円となりました。「緊急ファンド」が単なるばら撒きではないこと、申請者達と信頼で繋がっていることを皆様に報告できることを嬉しく思っています。